

低炭素建築物新築等計画の認定申請をされる皆様へ

●低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査のご案内

登録住宅性能評価機関かつ登録建築物調査機関である確認サービスは、都市の低炭素化の促進に関する法律（2012年9月5日公布、同年12月4日施行）に基づく低炭素建築物の認定に先立って、「低炭素建築物新築等計画の技術的審査」の業務を行う予定です。

業務に先立ち、以下に認定のフローを示します。業務内容の詳細については後日ホームページ等に掲載いたします。

●技術的審査について

- ①所管行政庁への低炭素建築物の認定申請に先立って、確認サービスが低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を行います。
- ②認定基準に適合する場合は、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査の適合証を交付します。
- ③申請者が技術的審査の副本に適合証を添付して所管行政庁へ認定申請をすることになります。
- ④所管行政庁より認定通知書が交付されます。



●認定申請のタイミング

- ①対象建築物の新築、増築、改築、修繕、模様替の工事着工前、若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは改修の工事を行う前に所管行政庁へ認定の申請をする必要があります。

■お問合せ先



〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-3-26 昭和ビル4F
住宅性能部 評価グループ
Tel: 052-238-7754 / Fax: 052-238-7746